

7 医療について

(1) 重度心身障害児・者医療費（福祉医療）の助成

県内にお住まいで、国民健康保険等の医療保険に加入しており、障害の程度が次に該当する重度心身障害のある人は、医療費にかかる保険給付（国民健康保険・健康保険等）の自己負担分について、市町村が助成を行います。

ただし、65歳以上で平成15年10月1日以後、新たに重度障害者の認定を受けた人は、対象となりません。（市町村民税非課税世帯の人を除く）

●対象者

- ・身体障害者手帳 1級または2級の人
- ・療育手帳 A1（最重度）またはA2（重度）の人
- ・身体障害者手帳3級または4級を所持し、療育手帳B1（中度）の知的障害と認定された18歳未満の合併障害の人

●制度の利用方法

- ① お住まいの市町村役場で、障害医療費受給者証（高齢障害者医療費受給者証）の交付を受けてください。（身体障害者手帳または療育手帳、健康保険証、印鑑、マイナンバーの確認ができる書類が必要です。）
- ② 医療機関で受診する際に、健康保険証と受給者証を窓口で提示してください。
 - （※1）入院時の食事療養費は助成の対象となりません。
 - （※2）国民健康保険等の医療保険に加入していない人は、この制度は適用されません。
 - （※3）市町村によって対象要件を広げている場合もあります。詳しくは各市町村役場にお問い合わせください。

(2) 高齢者の医療の確保に関する法律による医療の給付（後期高齢者医療）

65歳以上75歳未満の方で一定以上の障害（下表参照）がある方は、申請により後期高齢者医療制度の被保険者となり、後期高齢者医療の給付の対象となります。

なお、申請はいつでも撤回することができ、撤回した後で再度申請することもできます。（75歳以上の人は、障害の有無に関わらず、後期高齢者医療制度の被保険者となります。）

●制度の利用方法

対象者となるには、お住まいの市町村で申請手続きを行ってください。

●65歳から対象となる障害程度

※高齢者の医療の確保に関する法律施行令の障害状況表に準じます。

障害区分	障害程度	障害区分	障害程度	障害区分	障害程度
視 覚	3級以上	免疫機能	3級以上	肢体（体幹）	3級以上
聴 覚	3級以上	内 部	3級以上	知 的	A1・A2
平衡機能	3級	肢体（上肢）	3級以上		
音声・言語機能	4級以上	肢体（下肢）	3級以上 4級の一部	精 神	1・2級
そしゃく機能	3級				

(3) 更生医療の支給（自立支援医療）

身体障害者手帳の交付を受けた方が、日常生活や社会生活を容易にするため、障害を軽減したり、機能回復させたりするための医療を、指定医療機関（52・53ページ参照）で受けることができます。

●自己負担額

自己負担額は、原則として医療費の1割となりますが、世帯の所得水準等に応じて、ひと月当たりの負担上限額が設けられています。（51ページ参照）

※入院時の食事療養費及び生活療養費（いずれも標準負担額相当）については、原則自己負担となります。

問い合わせ先

市町村役場
（10ページ参照）

市町村役場
（10ページ参照）

・更生医療（18歳以上）
市町村役場
（10ページ参照）

7 医療について

●申請手続き

お住まいの市町村の障害福祉担当窓口で申請手続きを行ってください。

【添付書類】医師の意見書、「世帯」の医療保険証の写し、所得や収入の分かる書類等、マイナンバーの確認ができる書類、身元確認ができる書類

※「世帯」の範囲は、同一の医療保険に加入している家族になります。以下同じ。

●対象となる医療例

障 害	原因疾病例	給付内容例	期間
視 覚	白内障	水晶体摘出術＋眼内レンズ挿入術	入院・通院合計で概ね3か月
	網膜剥離	網膜剥離手術（光凝固術）	
	眼球摘出後の組織充填術や義眼包埋術		
聴 覚	感音性難聴	人工内耳埋め込み術	1年
	外耳性難聴	外耳道形成術	
	慢性中耳炎	鼓室形成術	
そしゃく言語機能	口蓋裂	歯科矯正形成術	1年
肢 体	・変形性関節症 ・慢性関節リウマチ ・骨壊死性疾患 ・代謝性疾患に基づく骨関節の変化 ・外傷性の骨関節の変化 ・骨関節の感染症後の変化	（まひに対して） 理学療法、作業療法、言語療法、装具療法 （関節拘縮・強直・変形） 関節固定手術、関節形成手術、骨切り術、人工関節置換術 （不良切断端） 義肢装着のための断端形成術、断端延長術	入院・通院合計で概ね3か月
	小腸機能	小腸機能全廃	
	心臓機能	心臓弁膜症	
じん臓機能	慢性腎不全	腎移植術	1年
		人工透析、腹膜透析、腎移植後の抗免疫療法	
	免疫機能	H I V 感染者	
肝臓機能	ウイルス性肝炎	肝臓移植、肝臓移植後の抗免疫療法	

申請に必要な書類

手当等の申請に必要な書類については、マイナンバーを利用した情報連携により、一部省略可能な書類もありますので、窓口にてご確認をお願いします。

問い合わせ先

・育成医療（18歳未満）
市町村役場
（10ページ参照）

申請に必要な書類

手当等の申請に必要な書類については、マイナンバーを利用した情報連携により、一部省略可能な書類もありますので、窓口にてご確認をお願いします。

（４）育成医療の支給（自立支援医療）

県内にお住まいの18歳未満の方で、身体に障害があるか、そのまま放置すると将来障害を残すと認められる疾患の医療費を助成します。助成を受けられる医療機関は、全国の指定された医療機関です。（52・53ページ参照）

●自己負担額

自己負担額は、原則として医療費の1割となりますが、世帯の所得水準等に応じて、ひと月当たりの負担上限額が設けられています。（51ページ参照）

※入院時の食事療養費は、助成の対象になりません。

●申請手続き

対象児の被保険者の住所地の市町村で申請手続きを行ってください。

【添付書類】医師の意見書、「世帯」の医療保険証の写し、所得や収入の分かる書類等、マイナンバーの確認ができる書類、身元確認ができる書類

7 医療について

(5) 精神通院医療の支給（自立支援医療）

精神疾患の治療のために医療機関に通院している人を対象に医療費を公費で負担します。

●対象者

統合失調症、精神作用物質による急性中毒又はその依存症、知的障害、精神病質その他の精神疾患を有する人で、通院による精神治療を継続的に要する程度の病状にある人。

ただし、所得の高い一部の人は対象外となります。また、入院には使用できません。

●利用者負担

自己負担額は、原則として医療費の1割となりますが、世帯の所得水準等に応じて、ひと月当たりの負担上限額が設けられています。（51ページ参照）

●申請手続き等

申請書の提出先は、お住まいの市町村の精神保健福祉担当窓口になります。

【添付書類】診断書（医師の意見書（重度かつ継続に該当する場合）を含む）、

「世帯」の医療保険証の写し、所得や収入の分かる書類等、

マイナンバーの確認ができる書類、身元確認ができる書類

認定されると、市町村を通じて「自立支援医療受給者証（精神通院）」と「自己負担上限額管理票」が交付されますので医療機関や薬局等の窓口で提示していただくことになります。

受給者証の有効期限は最長1年間です。更新の申請は、有効期限の3か月前から提出することができます。また、有効期限内の更新申請時の診断書（医師の意見書（重度かつ継続に該当する場合）を含む）の提出は、2回に1回は省略ができます。

ただし、制度を利用するには、通院する医療機関や薬局等が、県の指定した指定自立支援医療機関（54～56ページ参照）となっている必要があります。

(6) 特定医療費（指定難病）の支給（27ページ参照）

(7) 特定疾患治療研究事業（27ページ参照）

(8) 小児慢性特定疾病医療費の支給（28ページ参照）

(9) 重度心身障害児・者の歯科診療

障害のある人の歯科診療を行っています。歯についての日常的な健康相談、そしゃくや発音などの機能回復に関するご相談にも応じています。

※予約制（電話予約可）

実施機関名	住 所	電話番号	診 療 日 時
高知県歯科医師会 歯科保健センター	高知市丸ノ内1丁目7-45 総合あんしんセンター1F	088-824-7862 (歯科保健センター)	毎週土曜日 10:00～12:00 13:00～16:00 毎月第2木曜日 13:00～16:30 毎月第4木曜日 14:00～16:30 (年末年始、祝日を除く)
高知県歯科医師会 歯科保健センター 幡多分室	四万十市中村東町1丁目 1-27 四万十市立市民病院 西棟1F		月2回 日曜日 9:30～12:00 13:20～15:00

問い合わせ先

高知県障害保健支援課
TEL : 088-823-9669

精神保健福祉センター
TEL : 088-821-4966

市町村役場

精神保健福祉申請窓口

申請に必要な書類

手当等の申請に必要な書類については、マイナンバーを利用した情報連携により、一部省略可能な書類もありますので、窓口にてご確認をお願いします。

問い合わせ先

高知県歯科医師会
TEL : 088-824-3400

7 医療について

(10) 長期高額疾病の自己負担限度額（医療保険・後期高齢者医療）について

長期にわたり継続して著しく高額な治療費が必要になる下記の特定疾病（長期高額疾病）については、高額療養費の自己負担限度額が10,000円になります。

（70歳未満の上位所得者とその被扶養者の人工透析に係る診療については、自己負担限度額が20,000円になります。）

<対象疾病>

- ・人工腎臓を実施している慢性腎不全
- ・血友病（血漿分画製剤を投与している先天性血液凝固第八因子障害または、先天性血液凝固第九因子障害に限る）
- ・抗ウィルス剤を投与している後天性免疫不全症候群（HIV感染を含み、厚生労働大臣の定める者に係るものに限る）

<制度の利用方法>

- ① 各保険者に申請し、特定疾病療養受療証の交付を受けてください。
- ② 病院や薬局等の医療機関を利用する際に、被保険者証と特定疾病療養受療証を窓口で提示してください。

(11) 自立支援医療（更生医療・育成医療・精神通院医療）の利用者負担額について

自己負担額は、原則として医療費の1割負担となりますが、世帯の所得水準等に応じて一月当たりの負担上限額が設けられています。入院時の食事療養費及び生活療養費（いずれも標準負担額相当）については、原則自己負担となります。

一月当たりの負担上限額（R7.4.1現在）

生活保護世帯	市町村民税非課税世帯		市町村民税課税世帯		
	本人の年収が80万円以下の場合	本人の年収が80万円を超える場合	市町村民税所得割が33,000円未満の場合	市町村民税所得割が33,000円以上235,000円未満の場合	市町村民税所得割が235,000円以上の場合
0円	2,500円	5,000円	医療保険の自己負担限度額		対象外
			育成医療の場合（R9.3.31まで）		
			5,000円	10,000円	
			「重度かつ継続」に該当する場合（※）		
			5,000円	10,000円	20,000円（R9.3.31まで）

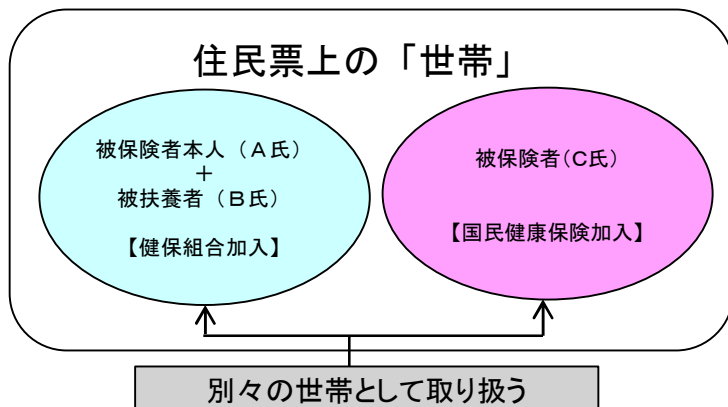
※平成22年度税制改正における年少扶養控除及び16歳から18歳までの特定扶養控除の上乗せ部分の廃止に伴う利用者負担額への影響については、できるだけ影響が生じないような対応がなされます。

（※）「重度かつ継続」の該当者

種 類	内 容
精神通院医療	統合失調症、躁うつ病・うつ病、てんかん、認知症等の脳機能障害、薬物関連障害（依存症等）。また情動及び行動の障害、不安及び不穏状態で、精神医療に一定の経験を有する医師が継続的な通院医療が必要と判断した人
更生・育成医療	腎臓機能障害・小腸機能障害・免疫機能障害・肝臓機能障害（肝臓移植後の抗免疫療法に限る）・心臓機能障害（心臓移植後の抗免疫療法に限る）
精神通院・更生・育成医療	医療保険の多数該当の人（直近の1年間の高額療養費の支給が3回以上ある人）

負担上限額を判断するときの世帯の考え方

- ・「世帯」の単位については、同じ医療保険に加入している人になります。
- ・医療保険の加入関係が異なる場合には、税制における取扱いに関係なく、別の「世帯」として取り扱います。



<左図の例から・・・>

- 健康保険に加入するA氏とB氏からなる「世帯」と、国民健康保険に加入するC氏からなる「世帯」に二分される。
- 税制上は、C氏がB氏を扶養親族としている場合であっても、医療保険の加入関係が異なるので、C氏とB氏は別の「世帯」。

指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）（令和7年4月1日現在）

医療機関の名称	所在地	電話番号	医療の種類	育成	更生
アズマ耳鼻咽喉科・アレルギー科	高知市上町2-2-16	088-825-0707	耳鼻咽喉科	○	○
いずみの病院	高知市薮野北町2-10-53	088-826-5511	整形外科	○	○
			心臓脈管外科	○	○
			じん臓	○	○
えびす歯科・矯正歯科クリニック	高知市西秦泉寺83-1	088-871-4618	歯科矯正	○	○
おかざき矯正歯科クリニック	高知市新本町1-1-12 高知駅スクエア2F	088-824-6111	歯科矯正	○	○
おかだ歯科クリニック	高知市新本町2-19-2	088-875-5181	歯科矯正	○	○
岡村病院	高知市入明町1-5	088-822-5155	心臓脈管外科		○
快聖クリニック	高知市鴨部1085-1	088-850-0038	じん臓		○
かねこ矯正歯科	高知市上町1-8-13	088-854-8540	歯科矯正	○	○
高知県・高知市病院企業団立 高知医療センター	高知市池2125-1	088-837-3000	眼科	○	○
			耳鼻咽喉科	○	○
			形成外科	○	○
			心臓脈管外科	○	○
			じん臓	○	○
			腎移植	○	○
			免疫	○	○
			歯科矯正	○	○
高知記念病院	高知市城見町4-13	088-883-4377	じん臓		○
高知整形・脳外科病院	高知市上町4-7-20	088-822-1285	整形外科	○	○
高知赤十字病院	高知市秦南町1-4-63-11	088-822-1201	耳鼻咽喉科	○	○
			整形外科	○	○
			心臓脈管外科	○	○
			じん臓	○	○
			小腸	○	○
高知高須病院	高知市大津乙2705-1	088-878-3377	じん臓		○
高知西病院	高知市神田317-12	088-843-1501	整形外科		○
			じん臓		○
国立病院機構 高知病院	高知市朝倉西町1-2-25	088-844-3111	整形外科	○	○
			じん臓	○	○
島津クリニック比島	高知市比島町2-10-31	088-826-6230	じん臓	○	○
島津病院	高知市比島町4-6-22	088-823-2285	じん臓		○
たかはし矯正歯科	高知市追手筋2-5-11 キャッスルガーデンハイツ2F	088-823-8841	歯科矯正	○	○
竹下病院	高知市与力町3-8	088-822-2371	じん臓	○	○
たにもと歯科・矯正歯科	高知市朝倉東町30-17 アーバンビレッジⅢ1F	088-844-1181	歯科矯正	○	○
近森病院	高知市大川筋1-1-16	088-822-5231	心臓脈管外科	○	○
			じん臓	○	○
畠中クリニック	高知市追手筋1-9-22	088-822-6105	整形外科	○	○
福田心臓・消化器内科	高知市東秦泉寺67-1	088-822-1122	心臓脈管外科		○
藤田クリニック	高知市旭町2-23-35	088-820-6001	じん臓		○
細木病院	高知市大膳町37	088-822-7211	整形外科	○	○
			心臓脈管外科	○	○
山崎内科泌尿器科	高知市朝倉横町10-45	088-844-3688	じん臓	○	○
高知県立療育福祉センター	高知市若草町10-5	088-844-1921	整形外科	○	○

指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）（令和7年4月1日現在）

医療機関の名称	所在地	電話番号	医療の種類	育成	更生
JA高知病院	南国市明見字中野526-1	088-863-2181	じん臓	○	○
野市中央病院	香南市野市町東野555-18	0887-55-1101	じん臓	○	○
森木病院	吾川郡いの町3674	088-893-0014	じん臓		○
幡多クリニック	四万十市右山天神町10-12	0880-34-6211	じん臓		○
北村病院	南国市東崎1336-3	088-864-2101	じん臓		○
渭南病院	土佐清水市越前町6-1	0880-82-1151	じん臓		○
松谷病院	土佐清水市天神町14-18	0880-82-0001	じん臓		○
高知高須病院附属安芸診療所	安芸市港町2-635	0887-34-3848	じん臓	○	○
川村内科クリニック	宿毛市平田町戸内1256	0880-66-2911	じん臓		○
田野病院	安芸郡田野町1414-1	0887-38-7111	中枢神経	○	○
島津クリニック	須崎市西古市町3-15	0889-43-0003	じん臓		○
くぼかわ病院	高岡郡四万十町見付902-1	0880-22-1111	じん臓		○
高知県立あき総合病院	安芸市宝永町3-33	0887-34-3111	じん臓	○	○
			心臓脈管外科	○	○
高知県立幡多けんみん病院	宿毛市山奈町芳奈3-1	0880-66-2222	整形外科	○	○
			心臓脈管外科	○	○
			じん臓	○	○
			肝臓移植	○	○
高知大学医学部附属病院	南国市岡豊町小蓮185-1	088-866-5811	じん臓	○	○
			心臓脈管外科	○	○
			整形外科	○	○
			脳神経外科	○	○
			眼科	○	○
			耳鼻咽喉科	○	○
			免疫	○	○
			口腔	○	○
			形成外科	○	○
			歯科矯正	○	○
			肝臓移植	○	○
高知高須病院室戸クリニック	室戸市室津1番地	0887-24-2511	じん臓	○	○
佐川町立高北国民健康保険病院	高岡郡佐川町甲1687	0889-22-1166	じん臓	○	○
四万十市立市民病院	四万十市中村東町1-1-27	0880-34-2126	じん臓	○	○
土佐市立土佐市民病院	土佐市高岡町甲1867	088-852-2151	心臓脈管外科		○
			じん臓		○
もえぎクリニック	香南市赤岡町2066-3	0887-57-3050	じん臓	○	○

指定自立支援医療機関（精神通院医療）（病院）（令和7年5月1日現在）

医療機関の名称	所在地	電話番号
国吉病院	高知市上町1丁目3-4	088-875-0231
近森病院	高知市大川筋1丁目1番16号	088-822-5231
愛幸病院	高知市入明町14番2号	088-822-2739
高知赤十字病院	高知市秦南町1丁目4番63-11号	088-822-1201
土佐病院	高知市新本町2-10-24	088-822-3357
高知記念病院	高知市城見町4-13	088-883-4377
海辺の杜ホスピタル	高知市長浜251	088-841-2288
高知鏡川病院	高知市城山町270	088-833-4328
川村病院	高知市上町5丁目6番20号	088-823-7433
医療法人新松田会 愛宕病院	高知市愛宕町1丁目1番13号	088-823-3301
細木病院	高知市大膳町37番地	088-822-7211
三愛病院	高知市一宮西町1-7-25	088-845-5291
藤戸病院	高知市上町1丁目4-24	088-822-3440
高知脳神経外科病院	高知市朝倉戊767	088-840-3535
下司病院	高知市本町3丁目5番13号	088-823-3257
医療法人島本慈愛会 島本病院	高知市帯屋町2丁目6-3	088-873-6131
もみのき病院	高知市塚ノ原6番地1	088-840-2222
いずみの病院	高知市薊野北町2丁目10番53号	088-826-5511
医療法人杏林会 高知ハーモニーホスピタル	高知市南金田5番18号	088-883-4785
高知医療センター	高知市池2125番地1	088-837-3000
やまもと病院	室戸市羽根町乙1392	0887-26-1810
高知県立あき総合病院	安芸市宝永町3-33	0887-34-3111
南国病院	南国市大桶甲1479-3	088-864-3137
岡豊病院	南国市岡豊町小蓮689の1	088-866-2345
土佐希望の家 医療福祉センター	南国市小籠107番地	088-863-2131
J A 高知病院	南国市明見字中野526-1	088-863-2181
土佐市立土佐市民病院	土佐市高岡町甲1867	088-852-2151
一陽病院	須崎市赤崎町9番3号	0889-42-1798
須崎くろしお病院	須崎市緑町4番30号	0889-43-2121
渡川病院	四万十市具同字上永田2278-1	0880-37-2220
中村病院	四万十市中村小姓町75	0880-34-3177
木俵病院	四万十市中村一条通3-3-25	0880-34-1211
四万十市立市民病院	四万十市中村東町1丁目1番27号	0880-34-2126
渭南病院	土佐清水市越前町6番1号	0880-82-1151
松谷病院	土佐清水市天神町14番18号	0880-82-0001
聖ヶ丘病院	宿毛市押ノ川1196番地	0880-63-2146
高知県立幡多けんみん病院	宿毛市山奈町芳奈3番地1	0880-66-2222
野市中央病院	香南市野市町東野555-18	0887-55-1101
同仁病院	香美市土佐山田町百石町2丁目5-20	0887-53-3155
芸西病院	安芸郡芸西村和食甲4268	0887-33-3833

指定自立支援医療機関（精神通院医療）（病院）（令和7年5月1日現在）

医療機関の名称	所在地	電話番号
田野病院	安芸郡田野町1414-1	0887-38-7111
本山町立国保嶺北中央病院	長岡郡本山町本山620番地	0887-76-2450
早明浦病院	土佐郡土佐町田井1372番地	0887-82-0456
安部病院	吾川郡仁淀川町岩丸102番地	0889-34-2011
医療法人仁新会 石川記念病院	吾川郡いの町波川77番地	088-892-0641
清和病院	高岡郡佐川町乙1777	0889-22-0300
大西病院	高岡郡四万十町古市町6番12号	0880-22-1191
くぼかわ病院	高岡郡四万十町見付902-1	0880-22-1119
梶原町立国民健康保険梶原病院	高岡郡梶原町川西路2320-1番地	0889-65-1151
大月町国民健康保険大月病院	幡多郡大月町鉢土603番地	0880-73-1300
独立行政法人国立病院機構高知病院	高知市朝倉西町1丁目2番25号	088-844-3111
高知大学医学部附属病院	南国市岡豊町小蓮185-1	088-866-5811
特定医療法人仁泉会 朝倉病院	高知市朝倉丙1653-12	088-844-2701
南国中央病院	南国市後免町3丁目1-27	088-864-0001
リハビリテーション病院すこやかな杜	高知市春野町芳原字北東原1316番地1	088-837-2345
だいいちリハビリテーション病院	高知市九反田2番14号	088-882-0811
佐川町立高北国民健康保険病院	高岡郡佐川町甲1687番地	0889-22-1166
医療法人次田会 足摺病院	土佐清水市旭町18-71	0880-82-1275
特定医療法人竹下会 竹下病院	高知市与力町3番8号	088-822-2371

指定自立支援医療機関（精神通院医療）（診療所）（令和7年5月1日現在）

医療機関の名称	所在地	電話番号
福井小児科・内科・循環器科	高知市愛宕町3丁目12-3	088-824-6556
内田脳神経外科	高知市塚ノ原37	088-843-1002
青木脳神経外科・形成外科	高知市高須新町1丁目6-26	088-885-3600
長尾神経クリニック	高知市棧橋通3丁目1-15	088-834-0002
山下脳神経外科	高知市南元町3-13	088-825-2060
三宮心療クリニック	高知市愛宕町3丁目11-27	088-824-3184
秋沢内科	高知市東雲町8番47号	088-882-3770
メディカルカウンセリングルーム いとうクリニック	高知市追手筋2丁目7番8号レジデンス大手前A503	088-820-7211
吉村神経内科リハビリクリニック	高知市百石町2丁目2番1号	088-832-6431
梅ノ辻クリニック	高知市梅ノ辻8番7号	088-833-4580
菜の花診療所	高知市追手筋1丁目9-22	088-825-1622
はまだ小児科	高知市棧橋通1丁目13-6	088-805-0855
かんぺ医	宿毛市長田町6-6	0880-63-9016
クリニックひろと	高知市長浜4823	088-841-2327
ながの内科クリニック	高知市新田町14番31号	088-837-1233
医療法人ケロケーロ こどもクリニックケロちゃん	高知市鶴来巢11-38-10	088-850-0415
医療法人マウナケアここからクリニック	高知市鶴来巢11番38-10号あさくらメディカルビル3F	088-850-7877
棧橋みどりクリニック	高知市百石町2丁目8-8	088-878-9310
医療法人奥田会 前田診療所	高知市高須3丁目2-43-14	088-855-3923

指定自立支援医療機関（精神通院医療）（診療所）（令和7年5月1日現在）

医療機関の名称	所在地	電話番号
はりまやばし診療所	高知市はりまや町1丁目7-7川村ビル2F	088-884-6767
高知県立療育福祉センター	高知市若草町10番5号	088-844-5400
らくだクリニック	高知市南元町30番地	088-855-5770
新本町クリニック	高知市北金田11-22 ソフィアビル5F	088-856-7511
尾木医院	安芸市本町3丁目10-30	0887-34-3155
山本循環器内科・眼科	南国市駅前町3丁目1-41	088-864-2575
もりはた小児科	須崎市緑町90番地	0889-43-2211
まあるいこころクリニック	四万十市具同6775-1	0880-31-1556
寿美医院	安芸郡東洋町甲浦542	0887-29-2824
とんぼクリニック	吾川郡いの町205番地	088-879-0222
石川ヘルスクリニック	高岡郡四万十町榊山町7-23	0880-22-0002
さなだクリニック	高知市南はりまや町1丁目17番27号 はりまや館101	088-856-5522
つつい脳神経外科	安芸市本町2丁目2番1号	0887-34-0221
脳外科・内科高知東クリニック	南国市篠原161番地4	088-821-6600
医療法人祥星会 佐賀診療所	幡多郡黒潮町佐賀746番地1	0880-55-2037
さいわい町幸せクリニック	高知市幸町6-1	088-873-5503
上ノ加江クリニック	高岡郡中土佐町上ノ加江277-10	0889-40-2200
島崎クリニック	高知市棧橋通2丁目12番5号	088-802-8710
疋田内科	香南市野市町西野2636-6	0887-56-2002
高知中央クリニック	高知市杉井流14番15号	088-802-7007
高知こころクリニック	高知市一宮南町1丁目15-13マルナカ高知インター店2F	088-856-7489
医療法人仁泉会 朝倉さわやかクリニック	高知市朝倉丙350番地1	088-850-0070
医療法人くすのせ 駅前クリニック	高知市新本町1丁目14-3 メディパーク高知駅3階	088-826-1702
医療法人福森会 福森内科クリニック	高知市葛島2丁目3-21	088-884-3161
ひよこクリニック	高知市朝倉東町25-3ムーンハウス3階301	088-856-8630
やまと診療所高知	高知市吉田町2-8	088-873-6111
木田山薬堂診療所	高知市愛宕町3-7-6	088-873-7144
おのせクリニック	高知市高埴14-3	088-855-3801